

泉佐個審第4号  
平成16年2月9日

泉佐野市長  
新田谷修司様

泉佐野市個人情報保護審査会  
会長 松田聰子

### 泉佐野市個人情報保護条例の改正に関する意見について（答申）

平成15年8月20日付け泉佐総総第492号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 罰則規定について

###### (1) 罰則の必要性

住基ネットをはじめ行政情報のIT化が急速に進展する中、個人情報の漏えい等のリスクが増大しており、従来にも増してハード面、ソフト面その他あらゆる方面で保護対策を強化することが求められる。中でも最近の大規模な個人情報漏えい事件の多くが、人的な要因によるとみられることから、法的抑止力の必要性が認められる。特に、市民の市政に対する信頼をより確保するためにも、市は、自ら職員を律するのみならず、広く個人情報取扱事務の従事者に対しても同様の規制措置を講ずるべきである。

現行条例においても不正利用等に対する罰則規定はあるものの、実効性を担保するには刑が軽く抑止力に疑問が残るほか、職員の職権濫用による個人情報の不正収集行為については、罰則の対象となっていないなど、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関法」という。）と比較すると、個人情報の保護に充分資しているとは言い難い。よって、個人情報保護の重要性と責任の重さを認識した上で、罰則規定を改正する必要がある。

###### (2) 罰則の内容

ア 大規模な個人の権利利益の侵害事件は、個人情報の不正な複製等によるものが多いことに鑑み、予防策として不正な複製等を禁止する規定を置くこととし、万一、個人の権利利益が侵害された場合は、その権利利益の回復又は被害の拡大を阻止するため、違反者に対し、勧告、命令、立入検査等を行った上で罰則を科す必要がある。

イ 電算処理の高速性及び大量性という特性から、行政機関法では、個人情報ファイルの不正な提供を最も重く罰するとしている。しかし、現在の情報処理技術をもってすれば、アナログ文書をデジタル文書化することは容易であること及び罰則の客体として個人情報ファイルを明確にする必要性から、条例においては、個人情報ファイルを

組織的共用文書に限定しつつも、電算ファイルに限定しないことが妥当である。

- ウ 罰則の対象とする行為主体は、個人情報を取り扱うことの重要性に鑑み、職員の職権濫用による不正収集行為を処罰する場合を除き、職員及び委託業者のほか、実施機関の個人情報取扱事務に従事している者も含めるのが妥当である。
- エ 行政機関法では、不正提供した個人情報を「個人の秘密に属する事項が記録された」ものに限っているが、「個人の秘密」という規定は、解釈があいまいであることから、「個人の秘密」に限定しないことが相当である。
- オ 量刑については、行政機関法の規定に準じることが妥当である。

### (3) 罰則等の適用における留意事項

罰則規定を適用する場合及び勧告、命令、立入検査等を実施する場合は、憲法上の自由権を不当侵害することのないよう慎重にすべきである。また、勧告、命令、立入検査等を実施する場合は、事前に当審査会に諮ることとし、緊急やむを得ない場合には、事後に報告することが必要である。

## 2 利用停止の請求について

自己情報の利用停止を求める場合、現行条例では是正の申出によることになるが、是正の申出制度においては、通知義務及び一定の救済措置はあるものの、不服申立ての対象とはなっていないなど、自己情報コントロール権が十分確保されているとはいえないものとなっている。

個人情報の漏えい事件や行政情報化など、最近の個人情報の流通についての市民の不安の高まりに対応するため、利用及び提供の制限の規定の実効性を担保するものとして、利用停止を請求する権利を制度化すべきである。

なお、是正の申出に関する規定については、利用停止請求権を新設することにより、その意味がなくなることから、削除することとしても差し支えない。

## 3 その他個人情報保護法の規定に関わる事項について

行政機関法に規定している事項のうち、罰則規定及び利用停止請求権を除き、新たに条例に明記すべきものは認められず、必要事項は既に規定されている。また、個人情報の保護に関する法律に規定されている、区域内の事業者等への支援及び苦情処理のあっせん等についても、現行条例において、既に規定に盛り込まれていると考えられることから、新たな規定の設置は、必要ないと認められる。

## 4 総論

今回の条例改正の諮問は、行政機関法及び個人情報の保護に関する法律の制定によるところが大きく、当審査会としては、条例と法との整合性又は調整という観点で審議を行った。これは、条例制定当初においても、罰則規定を含む個人情報保護法が制定された場合には、条例改正を検討すべきであることが予定されていたものであり、個人情報の取扱いに關し、運用上の問題点があったわけではない。もちろん、問題が起こってからでは遅く、常に社会情勢に応じた危機管理及び制度の改善が求められる。その観点から、行政機関法に準じるだけでは不十分であると考えられる部分については、市として防衛策を講じるこ

とが必要となってくるため、行政機関法の考え方を追加して規定すべき事項を含めて慎重に調査審議を行ったものである。

泉佐野市においては、この答申を踏まえて、できるだけ速やかに条例改正を行うとともに、情報のIT化をはじめ市を取り巻く状況変化に素早く対応した個人情報保護対策を講じられることを期待する。